

陳 情 書

2021年12月27日

立川市議会 同議会議長 福島 正美 殿

東京都西多摩郡瑞穂町

大字武蔵183番地3

立憲共和党代表 角田 統領

件名：立川市議会基本条例に「市民等の権利」、「市の義務」、「議会の義務」、「議長等の義務」、「議員の義務」の規定を設けることを求める件

第1 陳情の趣旨

立川市議会基本条例に「市民等の権利」、「市の義務」、「議会の義務」、議員の公務としての「紹介議員の職務」の規定を設けることを求める。

第2 陳情の原因

立川市が2016年に制定した「立川市議会基本条例」(以下、本条例という。)は、その前文で「立川市は、多摩川の清流にはぐくまれ、武蔵野台地に生活の場を開拓した先見性と自治の精神をもって歩んできた」とし「議会は、自らのあり方についての検討を重ね、議会の意義とその役割、果たすべき責務について協議を重ねてきた」と述べ「議会の基本姿勢や活動原則及び市民と議会との関係等を市民の目に見える形で示し、市民に開かれた議会の実現に努めなければならない」とも述べて「議会が、意思決定機関としての責務を果たすとともに、市民の負託を得るにふさわしい議会であるために不断の努力を重ね、より良い議会を目指すために、ここに議会の基本規範としての「立川市議会基本条例」を制定する」と宣言している。

本条例は、前文の中で「責務」という文言を2回使用し「努め」という文言を1回使用している。

本条例の条項の中でも「市民の権利」、「権利に対する市の義務」、「権利に対する議会の義務」及び「紹介議員の義務」という規定はない。

第3 陳情の理由

1 そもそも「議会の意義」は「市民と議会との関係」すなわち「権利・義務」関係の契約としての条例を制定することである。

憲法においても第三章で「国民の権利及び義務」と規定しているとおおり「国と国民との権利・義務関係」を規定する基本契約である。

しかるに本条例の中で「市民の権利」、「権利に対する市の義務」、「権利に対する議会の義務」という文言がないということは、契約書の当事者すなわち権利者及び義務者が規定されておらず、条例に瑕疵があり無効である。

2 地方自治法第14条には次の規定があり、普通地方公共団体すなわち立川市が



「条例を定めなければならない」とされている。条文は「よらなければ」としているが改正前は「定めなければならない」であり「抛る」ためには「定め」が必要である。

【地方自治法第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

3 立川市には「条例制定義務」が課せられているから市民の「権利」の内容を明らかにし、「義務を課し、又は権利を制限する」条例の実状と、条例に基づかずに「義務を課し、又は権利を制限」している規則や規定等の実状も明らかにする必要がある。

例えば、請願・陳情が次の憲法第16条に規定された「権利の得喪にかかわる文書」（「公文書の管理に関する法律第4条）であるにもかかわらず、条例に基づかない「議会会議規則」で「権利を制限」していることは前同法第14条に反し違法である。大韓民国憲法第26条では「国は審査する義務を負う」と明記。

【憲法第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。】

【第26条 ① 全ての国民は法律の定めるところにより国家機関に文書で請願する権利を有する。

① 国家は請願に対し審査する義務を負う】

文理解釈は「国が義務を負う」と規定されていないから「国に義務はない」として「請願する権利」を画餅として無効にする。もちろん違法である。

4 本条例第7条は次のように規定する。

【第7条（請願、陳情における提案者の意見聴取）

議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけ、誠実かつ適切に審査を行わなければならない。

2 議会は、前項の審査にあたっては、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。】

しかし前述のように、この「請願及び陳情」が「全ての人々」の権利であるか否か、また議長や市長、更に議員にも請願法が適用されるか、同法5条の「受理し誠実に処理しなければならない」という規定が、議長及び市長の義務であるか否かが明記される必要がある。

仮に、議員が請願の対象でないとすれば、天皇でさえ請願の対象であり義務が

あるのに、議員は無答責すなわち雲上人、現人神なのかということになる。

また地方自治法124条の「議員の紹介」を議長と同様に議会内の独任行政庁としての公務であると解釈せず、「請願の内容に賛意を表するものでなければ紹介議員になるべきでない」とし、「請願者からの紹介議員就任請求に対しても拒否権がある」などと解釈して、条例で「紹介議員」の具備「義務を課」すこともなく、憲法で保障された請願する「権利を制限」している違法がある。

- 5 また、他の条例を見ても、「立川市」が「市民等の権利を保障する義務を負う」旨の条例がないから、是正が求められる。
- 6 そもそも国有答責であるはずの日本国憲法も玉虫色であり、第1条から第103条までのどこにも「国民の権利」等に対して「国が義務を負う」旨の明文の規定がない。これを文理解釈すれば「国民の権利」は画餅に帰し、旧憲法の国家無答責と同じく、違憲、違法の国無答責となる。

7 地方公共団体における「条例制定権」

地方公共団体における条例制定については、憲法第94条に次の規定がある。

【第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。】

また、地方自治法第14条、第15条には次の規定がある。

【第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二條第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

【第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。】

- 8 そこで、これらの憲法や法律の「解釈」が問題となる。
 - ① 憲法94条の「法律の範囲内」をどう解釈するか。
 - ② 地方自治法第14条、第15条の「法令に違反しない限り」をどう解釈するか。
 - ③ 地方自治法第14条の「権利を制限するには」と「条例によらなければならない」をどう解釈するか。
- 9 ①の「範囲内」を「100～0」すなわち「縮減可能」と解釈できるか。
仮に「できる」とすれば、権利は画餅に帰すから違法である。
 - ②の「法令に違反しない限り」を「禁止規定がなければ制限されない」と解釈できるか。
仮に「制限されない」とすれば、権利は画餅に帰すから違法である。

③の「権利を制限するには」、「条例によらなければならない」を「条例によれば、縮減解釈で権利を制限することができる」と解釈できるか。

この「よ」は「抛」である。条例に「抛」る為には「抛り所」となる条例の「定め」が必要である。改正前には「条例でこれを定めなければならない」と規定されていたから意味は変わっていない。

仮に「条例によれば、縮減解釈で権利を制限することができる」とすれば「誤魔化し」であり、餓鬼が顕現して「権利」を食す。それは権利侵害を本質とする文理解釈（＝縮減解釈）に依って可能となるが違憲、違法である。

1 0 公務員の憲法擁護義務

公務員の憲法擁護義務は憲法第99条に次のように規定されている。

【第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。】

この「擁護」の意味は、すなわち「公権力の行使」としての職権行使に際して、玉虫色である憲法を「解釈すること」である。その際、文理解釈をするのか論理解釈をするのかという問題である。

1 1 文理解釈毒薬論

文理解釈は、権利に対しては「毒」であり、「義務」に対しては「薬」である。

権利に対しては論理解釈が必須であり、文理解釈（＝縮減解釈）は禁止されなければならない。（別項参照：210918・文理解釈毒薬論・オンプズ大統領）

1 2 アメリカ合衆国憲法修正条項は一般に Amendments（修正条項）と呼ばれ、第1条～10条は Bill of Rights と呼ばれて「権利章典」と訳されるが、イギリスの1689年の「権利章典」と区別するため「人権（保障）規定」（Human rights (guarantee) provisions）と訳されることもある。

【修正第1条 [信教・言論・出版・集会の自由、請願権] [1791年成立]

連邦議会は、国教を定めまたは自由な宗教活動を禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに国民が平穩に集会する権利および苦痛の救済を求めて政府に請願する権利を制限する法律は、これを制定してはならない。】

1 3 以上のとおり、地方自治法第14条に「義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」とも規定されているとおり、市民などの権利を明らかにするとともに立川市の義務も明記して、くれぐれも権利に対する文理解釈による権利侵害がないように、請願に対する議員の公務としての「紹介議員の義務」についても、明確に規定するための条例改正を求める。